

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（142）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年5月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今回は2017年6月に生じた諸問題の中の3回目。「共謀法成立の過程」を詳述いたします。)

### IV 共謀罪法成立の過程

#### (1) 共謀罪法の成立過程—反対運動を中心に (1)

①②2017年6月15日、共謀罪法案は可決され成立した(6月16日各紙)。

「現代の治安維持法」というべき「悪法」の本質と思想統制の役割とについては共謀罪の実態の分析と共に後述することとし、まずは「共謀罪」の成立過程をみることにする。それは、共謀罪がいかにか「天下の悪法」であるかを成立過程自体が示していると考えからである。

③なお、ここでまとまった参考文献として次の5冊を記しておく。

(i) 平岡秀夫・海渡雄一共著「新共謀罪の恐怖」(緑風出版2017年3月)

(ii) 山下幸夫「共謀罪は市民運動の取り締まり強化が目的」(マスコミ市民2017年5月号) (iii) 松宮孝明「一般人は明確な対象」・戒能通厚「コンスピラシー(共謀罪)の源流と人権侵害の危険性」(法と民主主義2017年5月号)、(iv) 共著『共謀罪批判』(別冊法学セミナー2017年9月)、(V) 内田博文『治安維持法と共謀罪』(岩波新書2017年12月)。

④6月1日、参議院法務委員会で参考人質疑が行われた(6月2日赤旗・朝日新聞)。

⑤松宮孝明立命館大学教授は大要次のように述べた。

(i) 法案の立法理由とされている国際犯罪防止条約(TOC)の批准に共謀罪立法は不必要である。にも拘わらず成立を強行すれば、何らの組織に属していない一般市民も含め広く市民の内心が捜査と処罰の対象となり、市民生活の自由・安全が危機にさらされる戦後最悪の治安立法となる。それだけでなく実務にも混乱をもたらす。

(ii) 「組織的犯罪集団」の定義に“テロリズム集団”“その他の組織的犯罪集団”とあるように、限定機能はない。

(iii) 対象犯罪の選択も恣意的である。  
⑥2017年5月31日、宗教者・信者の全国集会が東京都千代田区で開かれた。仏教やキリスト教など幅広い宗教・宗派から約270人が集まり、デモ行進した。呼びかけたのは、山崎龍明「黙ってはいられない!戦争法廃止を求める宗教者の会」代表などである(6月1日赤旗)。

呼びかけ人の大倉一美カトリック東京正義と平和委員会担当司祭が訴えた。“「共謀罪」は最も大切な心の中、信仰の自由を取り締まる。命をかけて連帯し、恐ろしい内閣を倒す”、と。

そして大要次のような歴史を踏まえたアピールを採択した。

“ 治安維持法の下で、『神・仏より、天皇陛下が上位』と信仰を放棄させられ、戦争協力した痛恨の歴史がある。

(i) 恐怖と萎縮の社会 (ii) 政府の行為による戦争と「戦争する国」(iii) 再び壮絶な宗教弾圧への遭遇—を拒絶し、「共謀罪」成立阻止に向け行動する ”

④ 2017年5月31日夜、東京・日比谷公園で15市民団体が市民集会を開いた(5月20日赤旗)。

6人がスピーチしたが、その中の3人の発言の概要を記す。

●小林基秀さん(新聞労連委員長)

新聞労連は、全国の新聞労働者の8割を組織している。共謀罪は犯罪者を取り締まるのではなく、当局が取り締まりたい人を取り締まれるものだ。私たちが目指すのは、誰もが自由にものがいえる、成熟した民主主義社会だ。共謀罪はこれに逆行するものだ。新聞労連はこれからも共謀罪に反対していく。

●山田健太さん(日本ペンクラブ)

共謀罪に反対するのは、表現の自由を奪うからだ。好きなときに好きなことを言えるのが表現の自由だ。共謀罪は、好きなときに好きな人を捕まえることができるものだ。そして、秘密社会をつくるからだ。共謀罪ができれば、監視社会が生まれる。その情報はどこに行くのか。国民の行動・思想の情報は、警察・政府が持つことを忘れてはいけない。

私たちのメールもすべて、特定秘密として活用される社会が来る。こんな秘密社会を許してはいけない。

●加藤健次さん(共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会)

共謀罪は、話し合っただけで内心を処

罰されるということにつける。言論・表現の自由に反し、憲法違反の法律を許してはいけない。

共謀罪の適用を判断するのは警察だ。彼らはすでに日常的に市民を監視している。危険性をもっと広めていこう。

法律家は事実と道理と憲法に基づいて皆さんの共感を得るのが本分だ。廃案のため全力をつくす。

⑤ 2017年6月2日、東京・有楽町で学者と弁護士が街頭宣伝を行った(主催・東京弁護士会)(6月3日赤旗)。

広渡清吾東大名誉教授は、“共謀罪法案は、国家が市民を監視する体制を整えるためのものでありテロ対策やオリンピックのため、一般市民は関係ないと言って国民を言いくるめている”と訴えた。西谷修立教大学特任教授は、“行為を行う前に目星をつけられ捜査される。タレこみが許され、密告社会になる”と警告した。

なお、6月1日、東京弁護士会は、“より深刻な監視社会を招き、プライバシー侵害の恐れが一層強まる”とする抗議声明を発表した。

⑥ 2017年6月2日、「未来のための公共」(未来公共)は、国会前抗議デモを行った(6月3日赤旗)。その一人「未来公共」のメンバーの山中さん(大学生)は呼びかけた。

“民主主義の国で、政府から圧力をかけられる必要はない。私たちが共謀罪の危険性を明らかにして、政権に圧力をかけよう”、と。

⑦ 共謀罪への反対運動は、全国各地で拡がりをみせた。その全てを書き切ることが不可能なほどに。そこでそのいくつかを書くに留めることとする(以下6月4日赤旗)。

(i) 2017年6月3日、青森県各地で青森九条の会や、山形でやめさせよう安倍内閣市民集会が、“共謀罪を廃棄するためのスタンディング・アピール”を行った。

(ii) 2017年6月5日、「平和をつくり出す宗教者ネット」主催の国会前行動が行われ、“信教の自由を奪う共謀罪廃案”“監視社会反対”と抗議した(以下6月6日赤旗)。

(iii) 2017年6月5日、首相官邸前で緊急抗議が行われた。雨の中、50人が参加した(主催・会社員日下部さん)。日下部さんは語る。“市民は本当に怒っている”、と

(iv) 2017年6月5日、新日本宗教団体連合会(新宗連)の「信者の自由委員会」は、意見書を安倍首相に提出した(6月7日赤旗)。意見書は、「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さを指摘し、乱用されることへの懸念を表し、「信教の自由」を侵害される可能性がある、とするものである。

(v) 2017年6月6日、札幌弁護士会は札幌中心部でパレードを行い、150人が参加した(前掲赤旗)。

(vi) 2017年6月6日、市民600人余が国会前抗議行動を行った(主催・総がかり行動実行委と共謀罪NO!実行委)。反対署名144万3500人分を国会議員に提出した。

環境NGO「FOE JAPAN」の満田事務局長は、語った(2017年6月7日)。

“先週23の環境・人権関連のNGOが反対声明を出した。この法案はすべての市民運動への脅威。国家や企業は、戦車のような勢いで市民運動をつぶそうとする。盾となる筈の人権を奪うのが共謀罪だ”、と。

(vii) 2017年6月5日、国際組織「国際ペン」(2万6000人以上の作家・ジャーナリストが参加)は、反対声明を出した(6月6日赤旗)。

声明は、“同法が成立すれば日本に於ける表現の自由とプライバシーの権利を脅かすものになる。日本国民の基本的な自由を深く侵害する立法に反対する”というものである。

(viii) 2017年6月8日、新日本婦人の会青森県本部は、青森市内で街頭宣伝とシール投票を行った。また2017年6月7日、青森県九条の会は、街頭署名に取り組んだ(6月9日赤旗)。

(ix) 2017年6月8日、「総がかり行動実行委」と「共謀罪NO実行委」は、衆院議員会館前で行進した。約800人が参加した。

同月同日、4つの国際NGO(日本国際ボランティアセンター、メコン・ウォッチ、FOE JAPAN、グリーンピース・ジャパン)が記者会見を行い、NGO・市民団体23団体の反対共同声明(5月29日)について、国内外の14ヶ国の142団体が連名した、と発表した(6月9日赤旗)。

## (2) 共謀罪の成立過程—反対運動を中心に(2)

(i) 2017年6月10日、「止めよう!辺野古埋立て!国会大包围」(主催「総がかり!辺野古埋立て」国会包围実

行委、「基地の県内移設に反対する県民会議」。共賛「共謀罪NO!実行委」)が

行われ、北海道から沖縄まで1万8000人が参加した。

野平国会包囲実行委員は、“安保法制共謀罪、辺野古新基地建設は『戦争する』国づくりの根幹だ”と訴え、海渡共謀罪NO！実行委員は“沖縄で起きている弾圧は共謀罪を先取りしたものだ”と指摘した（6月11日赤旗）。

(ii) また全国青年司法書士連合会、世界平和アピール七人委員会、文化団体連絡会議、歴史学研究会が反対声明を発表した（6月11日赤旗）。

(iii) 6月11日、若者グループ「未来公共」は、東京渋谷で街頭宣伝を行った。そのメンバーの一人、馬場さん（20歳）のスピーチの要旨を引用する（6月13日赤旗）。

“ 国民は主権者ですから、「政治について声をあげること」、それは私たち誰しにも与えられている権利」です。

権力は、国民の側から声をあげ続け、常にチェックしていないとすぐにおかしな方向にいつてしまいます。だから政治に関して未熟ではあるけれど、おかしいことにはおかしいと言おうと思って、2月に初めて、国会前抗議に足を運びました。声を上げることは当たり前であるべきだし、隠す必要のない社会であるべきだと思います。ですが、政治について話すのはタブーのような風潮が実際にあります。そのせいか、国会前に初めて足を運んだ時はすごく怖かったです。

この風潮をなくしたい、変えたいと考えていた頃、今年の3月に「共謀罪」法案が閣議決定されました。

共謀罪が成立してしまったら、政府は国民への監視を強めることができます。特に、政府の方針に反対する人たちや団体に対する監視は真っ先に強化されるかし

れません。

身内の中で発したささいな会話や冗談が犯罪の合意と見なされるかもしれません。逮捕の条件となる犯罪の準備行為がどのようなものなのかの基準も曖昧です。

政府に監視されているかもという感覚や、何がアウトなのかわからない状況は、「これをして危ないんじゃないか、だったらしないでおこう」といったように、言論をはじめとする社会の萎縮を生み、結果として、私たちの声を上げる権利が奪われてしまいます。

そして、政府のやっているおかしいことにおかしいといえない状況ができ上がり、そうした中で政府がどんどん暴走していけば、そのうち戦前みたいに政府を批判したものは弾圧されてしまう世の中になってしまうかもしれません。

「政治について考え、行動すること」、それは住みよい社会を次の世代への引き継ぐ、未来への責任だと思います。私は次の世代に、せめて「おかしいことにおかしいといえる社会」を受け渡したいです。

そのためには共謀罪廃案しかありません。私たちは国会前に集まって世論を見えるようにして、野党を支え、後押しをしましょう。”

(iv) 6月10日、「ストップ！共謀罪緊急集会」が長野市で300人参加のもと開かれた。6月11日、「『共謀罪』に反対する人 大集合」が「憲法9条を守るわかやま県民の会」のよびかけで、和歌山市で150人参加のもと開かれた。また6月10日、岡山弁護士会は、岡山市で反対集会を開いた。6月12日、沖縄弁護士会は、那覇市で反対集会を、約50人参加のもとに開いた。

(v) 6月9日、明治大学教員親睦団体「専任教授連合会」は、東京都内のキャ

ンパスで集会を開いた。その集会で講演した山泉進同大学教授は、大逆事件（明治天皇の暗殺計画を企てたとして24人が罪を被せられ死刑に処せられた戦前の事件＝1910年）と共謀罪とが冤罪捏造の危険を構造的に持つという、類似点を指摘した（6月13日赤旗）。

(vi) また6月11日、「日本民間教育研究団体連絡会世話人会」は、声明「民主教育を求める私たちは、『共謀罪』法案の強行採決に反対し廃案を求めます」を発表した。その中で、「戦前、子どもの厳しい現実に向き合いながら、個性を伸ばそうと努めた教員と教育運動を「治安維持法」が罪としたことに触れ、主権者として未来を担う子どもたちを戦争に駆り立てた過去の教育を繰り返してはならない、同法案の廃案を求める」、とした

(vii) 6月10日、「止めよう！辺野戸埋立て、共謀罪法案は廃案に！国会大包围が首相官邸前で行われ、1万8000人が参加して行われた。

各分野からスピーチがなされたが、その中からジャーナリスト安田浩一氏の発言を記す（6月13日赤旗）。

“弾圧は治安や安全を口実にやられる。ナチス政権もとのドイツで国会放火事件（1932年）をきっかけにファシズムが抬頭した。いま日本社会に放火しているのが政府だ。冷や水を浴びせ火を消そう”、と。

(viii) 6月12日、「総がかり行動実行

委」と「共謀罪NO！実行委」は、反対緊急統一署名が153万4500を超える人から寄せられたと発表した（6月13日赤旗）。

(ix) また6月12日、「安保法制と憲法を考える首都圏大学・市民有志連絡会」に登録する27大学と2団体の代表は、伊達参院議長・秋野同法務委員長宛てに、慎重審議を求めるとする要請を行った（6月13日赤旗）。

さらに6月12日、「宗教者9条の和」をはじめとする6団体の呼びかけになる1000人の宗教者や市民が集まり、緊急集会が開かれた。

スピーチをした2人の意見の概要を記す（6月13日赤旗）。スピーチした東京都文京区の見樹院住職の大河内さん（59）

（浄土宗）は、「それぞれの宗教の思いの中に共通しているのは、一人ひとりが大切にされ、お互いにいつくしみ合う世界を望んでいるということ。『共謀罪』はあらゆる宗教の人々が人間として正しく生きることを目指してきた道のを逆に向かわせるもの。皆さんと連帯していることを新たな力としてたたかっていきたい」と決意を語った。

足立区から参加したイスラム教徒の西道さん（57）は、「共謀罪が通れば私たちイスラム教徒が真っ先に疑われてしまうのではと危惧しています。イスラム教は『平和の宗教』であり『テロの宗教』ではありません」と訴えた。

### （3）共謀罪法の成立過程——反対運動を中心に（3）

①6月13日、「共謀罪を廃案に！安倍改憲NO！6・13市民集会」が東京・日比谷野外音楽堂で開催され、5200人が参加した（主催「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」「共謀罪NO！実行

委」）（6月14日赤旗）

政府・与党が強行採決をねらう中で開かれたこの集会には、主催者あいさつをした海渡雄一弁護士、山岸日弁連憲法問題対策本部代行などの外、4野党（民進、社民、共

産、自由)の党首も参加し、スピーチを行った。

②反対意見書は、地方議会も可決されている。その例をいくつか取り上げれば次の

#### (4) 共謀罪立法強行と批判

①2017年6月14日午後1時から自民党は、共謀罪法案につき、法務委員会採決を省略して直接に参院本会議に本採決を持ち込むという「中間報告」を提案した。

これに対し野党4党は応じなかったが、同日午後(夕方)、参院議運委は与党賛成で「中間報告」を強行可決した(6月15日赤旗)。

②この強行的な中間報告の可決を受けて、翌6月15日、参院本会議で採決が行われ賛成165票(自民、公明、日本維新の会)、反対70票で可決された。

③④このような強行的採決は、各紙がほぼ一致して報道するように、「異例な手段」であり、「異常な強権的」というべきものである。

では、なぜ自民党・安倍政権はこのような手法に訴えようとするのか。

このことにふれた河北新報の記事によれば次の通りである(6月16日)。

“安倍政権は「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が成立した直後のタイミングを見計らい、学校法人「加計学園」記録文書の再調査と、全府省庁対象の天下り調査の結果の発表に踏み切った。国会の閉会間際に懸案を「一掃」して逃げ切りを図ろうとする首相官邸の周到な戦略がにじむ。”

⑥右の記事は、6月16日付の朝日新聞の次の記事とも一致する(6月16日朝日)。

“安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人「加計学園」(岡山市)の国家戦略特区への獣医学部新設をめぐり、文部科

通りである。

三重県議会、東京都小金井市議会、京都府宇治市議会、福岡県志免町議会、兵庫県丹波市議会などである(6月14日赤旗)。

学省が内閣府から「総理のご意向」「官邸の最高レベルが言っている」などと言われたと記録された一連の文書について、松野博一文科相は6月15日、同じ内容の14の文書が見つかったと発表した。さらに、獣医学部新設の事業者選定の要件について、萩生田光一内閣官房副長官が内閣府に対し、実質的に加計学園しか応募できなくなる要件を指示したとされるメールと文書も明らかになった。”

④後に述べるように、共謀罪法案の本質は、「現代の治安維持法」といわれるように市の思想・内心・表現・言論・宗教などの自由を深く侵害するものであり、従来 of 行為処罰の刑法体系を根幹から思想処罰法へと組み替えるものである。そうだとすれば、共謀罪立法の適否の重大性は、一内閣(安倍内閣)の存続・命運の重大性に比べれば鴻毛より軽しいべきである。

⑤6月16日付次の朝日社説は、上記観点が希薄のように思われる点を除けば、概ね妥当であると考える。

“ 「共謀罪」法が成立した。

委員会での審議・採決を飛ばして本会議でいきなり決着させるという、国会の歴史に重大な汚点を残しての制定である。捜査や刑事裁判にかかわる法案はしばしば深刻な対立を引き起こす。「治安の維持、安全の確保」と、「市民の自由や権利、プライバシーの擁護」という要請とが、真っ向から衝突するからだ。

2つの価値をどう両立させ、バランスを

どこに求めるか。

その際大切なのは、見解の異なる人の話も聞き、事実に即して意見を交わし、合意形成をめざす姿勢だ。どの法律もそうだが、とりわけ刑事立法の場合、独善と強権からは多くの理解を得られるものは生まれない。

その観点から振り返った時、共謀罪法案で見た政府の姿勢はあまりにも問題が多かった。277もの犯罪について、実行されなくても計画段階から処罰できるようにするという、刑事法の原則の転換につながる法案であるにもかかわらずだ。

マフィアなどによる金銭目的の国際犯罪の防止をめざす条約に加わるための立法なのに、政府はテロ対策に必要だと訴え、首相は「この法案がなければ五輪は開けない」とまで述べた。まやかしを指摘されても態度を変えることはなかった。

処罰対象になるのは「組織的犯罪集団」に限られると言っていたのに、最終盤になって「周辺の者」も加わった。条約加盟国の法整備状況について調査を求められても、外

⑥次に仁比聡平議員(共)の反対討論(6月15日参議院本会議)の概要を引用する(6月16日赤旗)。なお、この反対討論には論ずべき点が概ね網羅されていると考える。

①法案に反対する理由の第1は、人の生命や身体、財産などの公益を侵害する危険性が客観的にはない合意を処罰するものだからだ。

政府は、主体を組織的犯罪集団とし、計画とそれに基づく実行準備行為という3つの構成要件で限定したという。

しかし、政府が繰り返すテロ組織・暴力団・薬物密売組織は例示にすぎない。その団体の結合関係の基礎としての共同の目的が277もの罪にあり、警察の判断で捜査と処罰の対象になりうる。政府は一般人が対

務省は詳しい説明を拒み、警察庁は市民活動の監視は「正当な業務」と開き直った。これに金田法相のお粗末な答弁が重なった。

「独善と強権」を後押ししたのが、自民、公明の与党だ。政治家同士の議論を活発にしようという国会の合意を踏みにじり、官僚を政府参考人として委員会に出席させることを数の力で決めた。審議の中身を論じずに時間だけを数え、最後に仕掛けたのが本会議での直接採決という禁じ手だった。国民は最後まで置き去りにされた。

権力の乱用が懸念される共謀罪法案が、むき出しの権力の行使によって成立したことは、この国に大きな傷を残した。

きょうからただちに息苦しい毎日に転換するわけではない。だが、謙抑を欠き、「何でもあり」の政権が産み落としたこの法律は、市民の自由と権利を蚕食する危険をはらむ。

日本を監視社会にしない。そのためには、市民の側が法の運用をしっかり監視し、異議を唱え続けなければならない。”

象となることはないと言うが、条文上全く限定されず、結局警察に捜査対象と目されれば誰もが一般人ではなくなると言っているに等しい暴論だ。

また、実行準備行為は外から見れば日常生活と区別はつかず、刑法の原則である行為主義の原則と相いれない。これは戦前、日本やナチスが、人々の自由を侵害し、恐怖におとしいれた反省に立った歴史の到達であり、この行為原則を踏みにじる共謀罪は断固として許すわけにはいかない。

②反対する第2の理由は、犯罪とは無縁の市民の人権・プライバシーを深く侵害する活動を行い、まったく反省のない警察・検察の活動に法的根拠を与え、深刻な人権侵害の危

険があるからだ。

警察組織が「住民運動は『かくれみの』ではないか」と情報収集を行い、その中で共謀罪の嫌疑を抱けば捜査に移行する。公安情報収集活動と犯罪捜査を連続して行うことがはっきりした。ここに密告を奨励する自首減免規定が盛り込まれていることは極めて重大だ。

③反対する第3の理由は、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）締結に不可欠との政府の説明が国際社会の指摘によってボロボロになっているからだ。

TOC条約はマフィアなどの国際的な経済組織犯罪の取り締まりを目的としたものであり、日本政府を含むG7各国がテロリズムを本条約の対象とすべきではないと主張してきた。

TOC条約は国内法原則、すなわち日本国憲法に従って国際組織犯罪対処の措置を求めている。すでに国会承認はなされており、現行法で条約を締結すべきだ。

④法案の不明確性が法執行機関の前近代的な秘密体質と結びついて深刻なプライバシー侵害を引き起こされる。

国民には何が秘密かも秘密にして秘密保全体制を敷いた特定秘密保護法、憲法9条と戦後日本の歩みを180度覆し、日米一体で戦争する国に変えようとする安保法制＝戦争法、そして、モノをいう国民を監視し萎縮させようとする共謀罪法案、次には憲法9条の明文改憲に踏み出そうとする、暴走する安倍政権の戦争する国づくりを私たちは断じて許さない。

(以下次号)